

2010年2月16日 全5頁

株式の持合い開示（案）

制度調査部
横山 淳

[要約]

- 2010年2月12日、金融庁は開示府令の改正案を公表した。この中に、株式の保有状況の開示（いわゆる株式持合い開示）も含まれている。
- 具体的には、純投資目的以外の目的で保有する株式について、①資本金の1%を超えるもの、②貸借対照表計上額の上位30銘柄に該当するもの、のいずれかに該当するものの銘柄、株式数、保有目的、貸借対照表計上額を開示することが求められている。
- 金融庁は、2010年3月31日に終了する事業年度に係る有価証券報告書等（3月決算会社の場合、2010年3月期の有価証券報告書）から適用することを予定している。

1. コーポレート・ガバナンスに関する開示府令等改正案

○2010年2月12日、金融庁は『「企業内容等の開示に関する内閣府令（案）』等の公表について」¹（以下、改正案）を発表した。その内容は多岐にわたるが、コーポレート・ガバナンスに関連する、次のような内容が盛り込まれている。

- | |
|--------------------------|
| ①株式の保有状況の開示（いわゆる株式持合い開示） |
| ②役員報酬の開示 |
| ③議決権行使結果の開示 |
| ④コーポレート・ガバナンス体制の開示 |

○これらは、2009年6月17日、金融審議会金融分科会の「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」が発表した報告書「上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて」²（以下、「スタディグループ報告書」と呼ぶ）が提言した事項のうち、2009年中に対応されなかったものである。

○本稿では、このうち「①株式保有の状況の開示（いわゆる株式持合い開示）」について紹介する。

¹ 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100212-2.html>）に掲載されている。

² 金融庁のウェブサイト（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20090617-1.html）に掲載されている。なお、横山淳「金融審スタディグループ報告その1（第三者割当など）」（2009年6月29日付レポート）なども参照。

2. 「株式の保有状況」開示の概要

○改正案では、有価証券届出書・有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」の中で、次のように「株式の保有状況」について開示を行うように求めている。

- ①純投資目的以外の目的で保有する株式について
- イ 全体の銘柄数、貸借対照表計上額の合計額
 - ロ 次のいずれかに該当するものについて、その銘柄、株式数、保有目的、貸借対照表計上額
 - その貸借対照表計上額が資本金の1%超である
 - 貸借対照表計上額の上位30銘柄に該当する
- ②純投資目的で保有する株式について
- 上場・非上場に区分して、貸借対照表計上額の合計額、受取配当金の合計額、売却損益の合計額、評価損益の合計額

○これらのうち、特に①ロは、前述のスタディグループ報告書の提言を受けたものと考えられる。具体的には、スタディグループ報告書は、「株式持合いが上場会社等の経営に影響を及ぼし得るものであることから、その状況は、投資者の投資判断に際して重要な情報である」と指摘した上で、次のような提言を行っていた（下線部は筆者による）。

こうした中で、既に一部の会社においては、持合いの状況についての自主的な開示が行われているところであり、このような開示の一層の促進を図ることが適当である。また、相互に又は多角的に明示・黙示の合意のもとで、株式を持ち合っているような一定の持合い状況の開示について、制度化に向けて検討されるべきである。

○ただ、開示対象とすべき「持合い」の具体的な定義は、技術的に困難であったことから、「持合い」開示ではなく、「保有状況」開示として整理されたものと考えられる。

3. 純投資目的以外の目的で保有する（投資）株式の開示

(1) 対象

○ここでいう、「純投資目的以外の目的で保有する（投資）株式」とは、次のものを意味している（改正案に基づく「企業内容等の開示に関する内閣府令（以下、開示府令）」第二号様式記載上の注意(57)(a)）。

提出会社の最近事業年度に係る貸借対照表に計上されている投資有価証券（※1）に該当する株式（※2）（以下、投資株式）のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるもの

（※1）「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下、財務諸表等規則）」32条1号に規定する投資有価証券及びこれに準ずる有価証券をいい、その会社の所有に係るもので保証差入有価証券等の別科目で計上されているものを含む。

（※2）信託財産として保有するものを除く。

○財務諸表等規則に基づく（単体の）貸借対照表に計上されているものとされていることから、対象は、原則、有価証券報告書等の提出会社自身が保有する株式が想定されているものと考えられる。なお、後述するように持株会社については、主要連結子会社の保有分についても開示が求められる場合がある（後述6.）。

- また、信託契約等に基づいて権利行使権限等を有する株式についても、次のようにその会社自身が保有するものとみなして記載することが求められている（同前）。つまり、株式を信託していても、実質的に議決権等を保有している場合はカウントするという趣旨であろう。

信託契約その他の契約又は法律上の規定に基づき株主としての権利行使を行う権限若しくはその指図権限を有する株式について、当該会社が保有するものとみなしてこの(a)に準じて記載することとし、当該株式につき当該権限を有する旨を欄外に記載すること

(2) 開示内容

- 開示内容としては、「純投資目的以外の目的で保有する（投資）株式」の全体に関する情報と個別銘柄に関する情報に分けて規定されている。
- まず、全体に関する情報としては、次の事項の開示が求められている（改正案に基づく開示府令第二号様式記載上の注意(57)(a)）。

◇銘柄数

◇貸借対照表計上額の合計額

- 個別銘柄の情報については、次のいずれかに該当する場合に開示が要求される（改正案に基づく開示府令第二号様式記載上の注意(57)(a)(i)～(iii)）。

(i) 銘柄別による有価証券の最近事業年度の貸借対照表計上額が提出会社の最近事業年度の資本金額（※）の100分の1を超える場合

(ii) 銘柄別による有価証券の最近事業年度の前事業年度の貸借対照表計上額が提出会社の当該前事業年度の資本金額の100分の1を超える場合

(iii) 提出会社における最近事業年度の貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄に該当する場合

- 要するに、「純投資目的以外の目的で保有する（投資）株式」について、最低限、当期の貸借対照表計上額上位30銘柄は個別開示が必要ということになる³（上記(iii)）。
- 加えて、当期（上記(i)）又は前期（上記(ii)）の貸借対照表計上額が資本金の1%超となるものがある場合には、30銘柄を超えて開示する義務が生じることとなる。
- 上記に該当した銘柄について開示すべき事項は次の通りである。

◇銘柄

◇株式数

³ なお、現行の財務諸表等規則では、有価証券明細表において「貸借対照表計上額が多い順に上位10銘柄（貸借対照表計上額が僅少である銘柄を除く。）」の開示が求められている（財務諸表等規則様式第十号記載上の注意3）。

- ◇貸借対照表計上額
- ◇（銘柄ごとに）保有目的

4. 純投資目的で保有する（投資）株式の開示

○保有目的が純投資目的である投資株式については上場・非上場に区分し、その区分ごとに次の事項を開示することが求められている（改正案に基づく開示府令第二号様式記載上の注意(57)(b)）。

- ◇最近事業年度及びその前事業年度における貸借対照表計上額の合計額
- ◇最近事業年度における受取配当金、売却損益、評価損益のそれぞれの合計額

5. 保有目的変更に伴う開示

○最近事業年度において投資株式の保有目的の変更（『純投資目的』⇒『純投資目的以外の目的』、『純投資目的以外の目的』⇒『純投資目的』）があった場合、それぞれ区分して、銘柄ごとに次の事項を開示することが求められている。

- ◇銘柄
- ◇株式数
- ◇貸借対照表計上額

6. 持株会社の特例（主要連結子会社の株式保有状況の開示）

○前述のように、「株式の保有状況」開示の対象となるのは、原則、有価証券報告書等の提出会社自身が保有する株式が想定されているものと考えられる。しかし、有価証券報告書等の提出会社が「持株会社」⁴である場合には、その提出会社（持株会社＝親会社）に加えて、一定の連結子会社についても「株式の保有状況」を開示することが求められている。

○具体的に、開示対象となる会社は次の通りである。

- イ 提出会社及び連結子会社の中で、最近事業年度における投資株式の貸借対照表計上額（以下、投資株式計上額）が最も大きい会社
- ロ 上記イの会社の投資株式計上額が、提出会社の最近事業年度における連結投資有価証券（※）に区分される株式の貸借対照表計上額の3分の2を超えない場合は、（上記イの会社に加えて）投資株式計上額が次に大きい会社

（※）連結財務諸表規則 30 条 1 項 1 号に規定する投資有価証券をいう。

⁴ 「持株会社」の定義は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（いわゆる独占禁止法）」9 条 4 項 1 号によるとされている。具体的には、「子会社の株式の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額）の合計額の当該会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超える会社」である。

- つまり、有価証券報告書等の提出会社本体に加えて、グループ内の特定の会社に連結ベースでの投資有価証券の2 / 3 超が集中している場合には、投資株式計上額の上位1社、それ以外の場合は上位2社についても、「株式の保有状況」を開示することが求められている。
- ただ、この「上位1社」、「上位2社」には、文言上、有価証券報告書等の提出会社自身も含まれ得る。従って、持株会社グループにおいて「株式の保有状況」を開示しなければならない会社の数は、最低1社（提出会社本体が連結ベースでの投資有価証券の2 / 3 超を保有しており、連結子会社について開示が不要となるケース）、最大3社（提出会社本体プラス連結子会社2社の開示が必要となるケース）という計算になるものと思われる。
- 開示内容は、基本的に前記3～5に準じて記載することとされているが、次の点について特別な取扱いが定められている。

- ①有価証券報告書等の提出会社（持株会社）の保有する株式と区分する。
- ②前記3. の(i)(ii)における「1%」の算定の基礎となる「資本金額」は、有価証券報告書等の提出会社（持株会社）の資本金額とする。
- ③前記3. の(iii)については、投資株式計上額の最も大きな会社については上位30銘柄、その他の会社については上位10銘柄を記載する(※)。

(※) 上記③の「投資株式計上額の最も大きな会社」、「その他の会社」には、文言上、有価証券報告書等の提出会社本体も含まれ得るものと思われる。

7. 施行（予定）時期

- 今回の改正案のうち、コーポレート・ガバナンスに関連する部分（前記1. の①～④）については2010年3月31日の施行が予定されている。
- 実際の適用については、2010年3月31日に終了する事業年度に係る有価証券報告書等（3月決算会社の場合、2010年3月期の有価証券報告書）から適用することが予定されている。